

長野県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備分）補助金交付要綱

- (平成 27 年 6 月 25 日付け 27 介第 174 号健康福祉部長通知)
- 【一次改正】 (平成 28 年 3 月 29 日付け 27 介第 581 号健康福祉部長通知)
- 【二次改正】 (平成 28 年 9 月 6 日付け 28 介第 273 号健康福祉部長通知)
- 【三次改正】 (平成 30 年 8 月 1 日付け 30 介第 236 号健康福祉部長通知)
- 【四次改正】 (平成 31 年 3 月 26 日付け 30 介第 595 号健康福祉部長通知)
- 【五次改正】 (令和元年 8 月 5 日付け元介第 261 号健康福祉部長通知)
- 【六次改正】 (令和 3 年 3 月 15 日付け 2 介第 832 号健康福祉部長通知)
- 【七次改正】 (令和 3 年 4 月 1 日付け 3 介第 63 号健康福祉部長通知)
- 【八次改正】 (令和 4 年 4 月 1 日付け 4 介第 94 号健康福祉部長通知)
- 【九次改正】 (令和 5 年 4 月 3 日付け 5 介第 354 号健康福祉部長通知)
- 【十次改正】 (令和 5 年 8 月 4 日付け 5 介第 517 号健康福祉部長通知)
- 【十一次改正】 (令和 6 年 3 月 15 日付け 5 介第 1373 号健康福祉部長通知)
- 【十二次改正】 (令和 6 年 10 月 25 日付け 6 介第 716 号健康福祉部長通知)
- 【十三次改正】 (令和 7 年 11 月 26 日付け 7 介第 753 号健康福祉部長通知)
- 【十四次改正】 (令和 8 年 7 月 15 日付け 8 介第 389 号健康福祉部長通知)

(趣旨)

第 1 この要綱は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）第 4 条第 1 項の規定により県が策定した計画に基づき事業を実施することを目的として、市町村又は民間事業者が行う第 2 に規定する事業に要する経費に対し、長野県地域医療介護総合確保基金を財源として、予算の範囲内で地域医療介護総合確保基金事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成 26 年 9 月 12 日老発 0912 第 1 号厚生労働省老健局長通知別紙。以下「管理運営要領」という。）及び補助金等交付規則（昭和 34 年長野県規則第 9 号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第 2 この補助金の対象となる事業は次の事業とする。また、対象施設、補助単価、補助基準、単位、補助率、対象経費及び県からの補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は別表のとおりとする。

(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業

ア 地域密着型サービス等整備助成事業

別表の（1）アの 1 に掲げる対象施設（サテライト型居住施設・事業所を含む。）の整備について、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として充てて市町村又は民間事

業者が実施する事業、又は民間事業者が実施する事業に対して、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業

整備とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう（（１）オ、カ、キ、（７）の事業を除き、以下同じ。）。

整 備 区 分	整 備 内 容
創設（開設）	新たに施設等を整備すること（空き家等の既存建物や地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、施設等を整備する事業を含む。）。
増築（床）	既存の施設等の現在定員の増員を図るための整備を行うこと。
改築（再開設）	既存の施設等を取り壊して、現在定員の増員を行わずに、新たに施設等を整備すること（一部改築を含む。）。 ※１ 取り壊し費用も対象とすることができる。 ※２ 既存施設等を移転して改築する事業を含む。この場合、既存施設等を取り壊すかどうかは問わない。
増改築	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備することにあわせて現在定員の増員を図るための整備を行うこと（一部増改築を含む。）。 ※１及び※２について同上。

イ 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業

別表の（１）イの１に掲げる対象施設の大規模修繕又は耐震化整備について、別表の（１）イ 備考の条件を満たす場合に、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として充てて市町村又は民間事業者が実施する事業、又は民間事業者が実施する事業に対して、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業

ウ 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業

別表の（１）ウの１に掲げる対象施設の災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型施設等の改築を行う事業について、別表の（１）ウ 備考の条件を満たす場合に、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として充てて市町村又は民間事業者が実施する事業、又は民間事業者が実施する事業に対して、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業

エ 公有地を活用した老朽化介護施設等の建替え等促進のための代替施設整備事業

別表の（１）エの１に掲げる対象施設のために代替施設の整備を行う事業について、別表の（１）エ 備考の条件を満たす場合に、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として充てて市町村が実施する事業、又は別表の（１）エの１に掲げる対象施設のために別表の（１）エ 備考の条件を満たして県が代替施設の整備を行う事業

オ 都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進事業
別表の（１）アの１に掲げる対象施設であって都市部等に所在するもの（以下、本事業において「小規模な介護施設等」という。）から、別表の（１）オの１に掲げる対象施設（以下、本事業において「大規模な介護施設等」という。）への転換について、別表の（１）オ備考の条件を満たす場合に、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として充てて市町村又は民間事業者が実施する事業、又は民間事業者が実施する事業に対して、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業

転換とは、小規模な介護施設等を大規模な介護施設等とするために行う整備であって、次の表に掲げるものをいう。

整 備 区 分	整 備 内 容
増築（床）	定員29人以下の特別養護老人ホームを30人以上の特別養護老人ホームにする場合等、既存の小規模な介護施設等の定員を増員し大規模な介護施設等に転換するための整備をすること。
増改築	定員29人以下の特別養護老人ホームの全部又は一部を取り壊して定員30人以上の特別養護老人ホームとする場合等、既存の小規模な介護施設等を取り壊して新たに大規模な介護施設等を整備すること（一部改築を含む）。 ※ 取り壊し費用も対象とすることができる。
創設（開設）	定員29人以下の介護老人保健施設から定員30人以上の介護医療院に転換する場合等、既存の小規模な介護施設等が行っていた事業の全部又は一部を取り止め大規模な介護施設等を新たに整備すること。 ※ 既存の小規模な介護施設等の取り壊しを含み、当該取り壊し費用も対象とすることができる。
改修	小規模な介護施設等から大規模な介護施設等への転換であって、増築（床）、増改築、創設（開設）に該当しないもの（躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）を行うもの）

カ 中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング支援事業

別表の（１）カの１に掲げる対象施設のダウンサイジングについて、別表の（１）カ備考の条件を満たす場合に、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として充てて市町村又は民間事業者が実施する事業、又は民間事業者が実施する事業に対して、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業

ダウンサイジングとは、次にいずれかのために行われる整備であって、次の表に掲げるものをいう。

- ・別表の（１）カの１に掲げる大規模な介護施設等の定員を１割以上減少させるもの（減

少の結果、定員29人以下の地域密着型施設等になる場合を含む。)

- ・別表の(1)カの1に掲げる小規模な介護施設等のうち、区分①に該当する対象施設の定員を1割以上減少させるもの
- ・別表の(1)カの1に掲げる小規模な介護施設等のうち、区分②に該当する対象施設の定員(小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模型居宅介護事業所については宿泊定員とする。)を減少(定員の定めがないものについては事業規模の縮小をいう。)させるもの

なお、ダウンサイジングには、当該介護施設等において提供される介護サービス等の全部又は一部を他の介護サービス等とすることを含むものとし、その場合は、ダウンサイジング前の定員とダウンサイジング後の定員(ダウンサイジング後の介護施設等が複合型の介護施設等となる場合は、当該介護施設等の定員の総計とする。)とを比較して1割以上減少しているかを判断する。

整備区分	整備内容
改築	既存の介護施設等の定員を減員するための整備又は既存の介護施設等を取り壊して新たに介護施設等を整備すること(一部改築を含む。) ※ 取り壊し費用を対象とすることができる。
改修	既存の介護施設等の本体の躯体工事に及ばない屋内改修(壁撤去等)で工事を伴うものであること。

キ 介護施設等の集約・再編支援事業

別表の(1)キの1に掲げる対象施設であって都市部等又は中山間・人口減少地域等に所在するもの(以下、本事業において「介護施設等」という)の集約・再編を行う事業について、別表の(1)キ備考の条件を満たす場合に、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として充てて市町村又は民間事業者が実施する事業、又は民間事業者が実施する事業に対して、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業

集約・再編とは、介護施設等をそれぞれの種別ごとに1(別表の(1)キの1において、定員29人以下と定員30人以上のどちらにも記載がある対象施設は、それぞれ1とする。)と数えた場合における、都市部等又は中山間・人口減少地域等における介護ニーズの変容に対応するために知事及び市町村の長が必要と認める次に掲げるいずれかのために行われる整備であって、次の表に掲げるものをいう。

- ・2以上の介護施設等を合築又は併設し、同じ種別かつ合築又は併設前の介護施設等の数と同数以下の介護施設等とする場合
- ・2以上の介護施設等を統廃合し、統廃合前の介護施設等の種別と全部又は一部が異なる種別の介護施設等を整備する場合(原則として合築又は同一敷地内のものに限る。)

整 備 区 分	整 備 内 容
改築	既存の介護施設等の定員を増員又は減員するための整備又は既存の介護施設等の全部又は一部を取り壊して新たに介護施設等を整備すること（一部改築を含む。）。 ※1 取り壊し費用を対象とすることができる。 ※2 既存の介護施設等を移転（既存の介護施設等を取り壊すかは問わない。）して集約・再編を行う事業を含む。
改修	既存の介護施設等の定員を増員又は減員するための整備又は既存の介護施設等の全部又は一部を集約・再編するために行う整備であって、躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）を行うもの。

（２）介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

ア 介護施設等の施設開設準備経費支援事業

別表の（２）アの１に掲げる対象施設（サテライト型居住施設・事業所を含む。）の開設準備について、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として充てて市町村又は民間事業者が実施する事業、又は民間事業者が実施する事業に対して、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業

イ 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護テクノロジー導入支援事業

別表の（２）イの１に掲げる対象施設（サテライト型居住施設・事業所を含む。）が、別表の（１）イ 備考の①又は②に該当する大規模修繕（（１）イの助成を受けているかは問わない。）を実施する際にあわせて行う介護テクノロジーの導入について、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として充てて市町村又は民間事業者が実施する事業、又は民間事業者が実施する事業に対して、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業

ウ 介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組支援事業

介護予防拠点（（１）アの助成を受けているかは問わない。）における防災意識啓発の取組について、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として充てて市町村が実施する事業、又は民間事業者が実施する事業に対して、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業

（３）定期借地権設定のための一時金の支援事業

別表の（３）の１に掲げる対象施設（サテライト型居住施設・事業所を含む。）の用地確保のための定期借地権設定について、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として充てて市町村又は民間事業者が実施する事業、又は民間事業者が実施する事業に対して、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業

(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援等事業

ア 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

別表の(4)アの1に掲げる対象施設(サテライト型居住施設・事業所を含む。)の改修等について、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として充てて市町村又は民間事業者が実施する事業、又は民間事業者が実施する事業に対して、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業

イ 介護施設等における看取り環境等整備推進事業

別表の(4)イの1に掲げる対象施設(サテライト型居住施設・事業所を含む。)の整備について、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として充てて市町村又は民間事業者が実施する事業、又は民間事業者が実施する事業に対して、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業

(5) 民有地マッチング事業

介護施設等((3)の助成対象となる施設をいう。)の整備等を促進するため、別表の(5)の1に掲げる事業について、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として充てて市町村が実施する事業

(6) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

別表の(6)の1に掲げる対象施設(サテライト型居住施設・事業所を含む。)における感染拡大防止のための簡易陰圧装置の設置、ゾーニング環境等の整備又は多床室の個室化(以下「簡易陰圧装置の設置等」という。)について、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として充てて市町村又は民間事業者が実施する事業、又は民間事業者が実施する事業に対して、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業

(7) 介護職員の宿舍施設整備事業

介護人材(外国人を含む。)を確保するため、別表の(7)の1に掲げる対象施設(サテライト型居住施設・事業所を含む。)の事業者が行う当該介護施設等に勤務する職員のための宿舍整備について、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として充てて市町村又は民間事業者が実施する事業

(補助金の対象外)

第3 補助金は、次に掲げる費用については、交付の対象としないものとする。

その他各事業における細目については、別表のとおりとする。

(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業及び既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改

修等支援等事業

- ①既に実施している事業
- ②他の補助制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
- ③土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業
- ④職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に係る事業
- ⑤その他施設等整備に関する事業として適当と認められない事業

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

ア 介護施設等の施設開設準備経費支援事業

- ①地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）に定める地方公務員の給与に充てるもの
- ②他の補助制度等により現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
- ③その他施設開設準備に関する事業として適当と認められない事業

イ 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護テクノロジー導入支援事業

令和 2 年 4 月 14 日老高発 0414 第 1 号・老振発 0414 第 1 号厚生労働省老健局総務課長・高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別添 1 を準用する。

ウ 介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組支援事業

- ①既に実施している事業
- ②他の補助制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
- ③その他防災意識啓発の取組に関する事業として適当と認められない事業

(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業

- ①保証金として授受される一時金である場合
- ②定期借地権の設定期間が 50 年未満の契約に基づき授受される一時金である場合
- ③定期借地権契約の当事者が利益相反関係と見なされる場合
- ④他の補助制度等により現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
- ⑤その他定期借地権利用による整備促進に関する事業として適当と認められない事業

(4) 民有地マッチング事業

- ①既に実施している事業
- ②他の補助制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
- ③地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）に定める地方公務員の給与に充てるもの
- ④その他民有地マッチングによる整備促進に関する事業として適当と認められない事業

(5) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

- ①既に実施している事業
- ②他の補助制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
- ③その他感染拡大防止のための簡易陰圧装置の設置等に関する事業として適当と認められない事業

(6) 介護職員の宿舎施設整備事業

- ①既に実施している事業
- ②他の補助制度により、既に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
- ③土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業
- ④車庫又は倉庫の建設に係る事業
- ⑤建物に固着しない設備や備品を購入等する事業
- ⑥その他介護職員の宿舎施設整備事業として適当と認められない事業

(補助金の交付条件)

第4 この補助金を交付する場合の条件は、知事が別に定める実施要領に規定する。

(補助金の交付申請)

第5 規則第3条に規定する申請書は、様式第1号によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 申請額算出内訳書
- (2) 事業計画書
- (3) 歳入歳出(収支)予算(見込)書抄本
- (4) その他必要な書類

3 前2項に規定する書類の提出期限は別に定める。

(変更等の承認申請)

第6 規則第5条第1項の規定による変更等の承認申請は、次の各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 補助金変更交付申請書(様式第2号)
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 補助事業中止(廃止)申請書(様式第3号)
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき 完了期限延長承認申請書(様式第4号)

(事前着手)

第7 補助事業は、交付決定前に着手することはできないものとする。ただし、知事がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りでない。

2 前項ただし書きに該当する場合には、(様式第5号)を知事へ提出するものとする。

(申請の取下げ)

第8 規則第7条に規定する申請の取下げは、交付申請取下げ書(様式第6号)を提出して行うものとする。

(状況報告)

第9 12月末日の補助事業の遂行状況を、翌月の10日までに進捗状況報告書(様式第7号)により知事に報告するものとする。ただし、12月末日時点において補助事業が補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日までの完了見込みである場合は、この限りでない。

(実績報告)

第10 規則第12条第1項前段に規定する実績報告書は、様式第8号によるものとする。

2 規則第12条に規定する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 精算額算出内訳書
- (2) 事業実績報告書
- (3) 歳入歳出(収支)決算(見込)書抄本
- (4) その他必要な書類

3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日とする。)から起算して1月を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

4 規則第12条第1項後段の規定による実績報告書は、様式第9号によるものとし、補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日までに提出するものとする。

(補助金の交付請求)

第11 補助事業者が補助金の概算払又は事業完了後補助金の精算払を受けようとするときは、様式第10号により請求するものとする。

(書類の提出部数)

第12 規則及びこの要綱により知事に提出する書類は、1部とする。

附 則

(適用期日)

この要綱は、平成27年度の補助金から適用する。

附 則(平成28年3月29日付け27介第581号)

(適用期日)

この要綱は、平成 28 年度の補助金から適用する。
附 則（平成 28 年 9 月 6 日付け 28 介第 273 号）
（適用期日）

この要綱は、平成 28 年度の補助金から適用する。
附 則（平成 30 年 8 月 1 日付け 30 介第 236 号）
（適用期日）

この要綱は、平成 31 年度の補助金から適用する。
附 則（平成 31 年 3 月 26 日付け 30 介第 595 号）
（適用期日）

この要綱は、平成 31 年度の補助金から適用する。
附 則（令和元年 8 月 5 日付け元介第 261 号）
（適用期日）

この要綱は、令和元年度の補助金から適用する。
附 則（令和 3 年 3 月 15 日付け 2 介第 832 号）
（適用期日）

この要綱は、令和 2 年度の補助金から適用する。
附 則（令和 3 年 4 月 1 日付け 3 介第 63 号）
（適用期日）

この要綱は、令和 3 年度の補助金から適用する。
附 則（令和 4 年 4 月 1 日付け 4 介第 94 号）
（適用期日）

この要綱は、令和 4 年度の補助金から適用する。
附 則（令和 5 年 4 月 3 日付け 5 介第 354 号）
（適用期日）

この要綱は令和 5 年度の補助金から適用する。
附 則（令和 5 年 8 月 4 日付け 5 介第 517 号）
（適用期日）

この要綱は令和 5 年度の補助金から適用する。
附 則（令和 6 年 3 月 15 日付け 5 介第 1373 号）
（適用期日）

この要綱は令和 6 年度の補助金から適用する。
附 則（令和 6 年 10 月 25 日付け 6 介第 716 号）
（適用期日）

この要綱は令和 6 年度の補助金から適用する。
附 則（令和 7 年 11 月 26 日付け 7 介第 753 号）
（適用期日）

この要綱は令和 7 年度の補助金から適用する。
附 則（令和 8 年 7 月 15 日付け 8 介第 389 号）
（適用期日）

この要綱は令和 8 年度の補助金から適用する。

様式第1号（第5関係）

長野県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備分）補助金交付申請書

第 号
年 月 日

長野県知事 様

〒
所在地
補助事業者名
代表者氏名

年度において、標記について、長野県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備分）
を下記のとおり実施したいので、補助金 円を交付してください。

記

1 交付申請額

事業名	交付申請額（円）
地域密着型サービス等整備等助成事業	
介護施設等の施設開設準備経費等支援事業	
定期借地権設定のための一時金の支援事業	
既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援等事業	
民有地マッチング事業	
介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業	
介護職員の宿舎施設整備事業	

2 添付書類

- （1）申請額算出内訳書
- （2）事業計画書
- （3）歳入歳出（収支）予算（見込）書抄本
- （4）その他必要な書類

様式第2号（第6（1）関係）

長野県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備分）補助金変更交付申請書

第 号
年 月 日

長野県知事 様

〒
所在地
補助事業者名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度長野県地域医療介護
総合確保基金事業（介護施設等整備分）について、下記のとおり変更したいので、関係書類を添え
て申請します。

記

1 既交付決定額及び変更交付申請額

事業名	変更概要及び変更理由	既交付決定額 (千円)	変更額 (千円)	変更交付申請額 (千円)

2 添付書類

- (1) 申請額算出内訳書
- (2) 事業計画書
- (3) 歳入歳出（収支）予算（見込）書抄本
- (4) その他必要な書類

様式第3号（第6（2）関係）

長野県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備分）の中止（廃止）申請書

第 号
年 月 日

長野県知事 様

〒
所在地
補助事業者名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度長野県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備分）を中止（廃止）したいので申請します。

記

中止（廃止）する 事業名	中止期間（廃止の時期）	中止（廃止）の理由

様式第4号（第6（3）関係）

長野県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備分）
完了期限延長承認申請書

第 号
年 月 日

長野県知事 様

〒
所在地
補助事業者名
代表者氏名

年 月 日付け長野県指令 第 号で交付決定のあった長野県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備分）の完了期限を下記のとおり延長したいので承認してください。

記

- 1 事業内容
- 2 施設の種別
- 3 完了しない理由
- 4 年3月末日現在事業進捗率（見込み）
- 5 事業完了予定期日

様式第5号（第7関係）

長野県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備分）指令前着手届

第 号
年 月 日

長野県知事 様

〒
所在地
補助事業者名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で内示のあった長野県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備分）について、下記のとおり交付決定前に着手しますので届け出ます。

なお、本件に係る交付決定がされなかった場合において、異議は申し立てません。

記

- 1 事業名
- 2 施設の種別及び名称
- 3 事前着手の理由
- 4 着手及び完了予定年月日

様式第6号（第8関係）

長野県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備分）交付申請取下げ書

第 号
年 月 日

長野県知事 様

〒
所在地
補助事業者名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度長野県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備分）に係る交付申請を下記の理由により取り下げます。

記

（理由）

様式第7号（第9関係）

長野県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備分）進捗状況報告書

第 号
年 月 日

長野県知事 様

〒
所在地
補助事業者名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度長野県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備分）の進捗状況は下記のとおりです。

記

1 事業名

2 施設種別

施設名称

施設所在地

3 工期 着工年月日 年 月 日
竣工年月日 年 月 日

4 進捗状況（ 年12月末日現在） 出来高 %

5 年3月末日における進捗見込み 出来高 %

※繰越を必要とする場合にあっては、理由書（様式任意）を添付すること。

様式第8号（第10の1関係）

長野県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備分）補助金実績報告書

第 号
年 月 日

長野県知事 様

〒
所在地
補助事業者名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度長野県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備分）の実績を下記のとおり報告します。

記

- 1 精算額算出内訳書
- 2 事業実績報告書
- 3 歳入歳出（収支）決算（見込）書抄本
- 4 その他必要な書類

様式第9号（第10の4関係）

長野県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備分）補助金
年度終了実績報告書

第 号
年 月 日

長野県知事 様

〒
所在地
補助事業者名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度長野県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備分）の 年度における実績を下記のとおり報告します。

記

- 1 概算額算出内訳書
- 2 事業実績報告書
- 3 歳入歳出（収支）決算（見込）書抄本
- 4 その他必要な書類

様式第 10 号（第 11 関係）

長野県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備分）補助金
（概算払・精算払）請求書

第 号
年 月 日

長野県知事 様

〒
所在地
補助事業者名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で確定のあった 年度長野県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備分）補助金を下記のとおり（概算・精算）払いしてください。

記

(円)

事業名	補助金確定額	既受領済額	補助金請求額
地域密着型サービス等整備等助成事業			
介護施設等の施設開設準備経費等支援事業			
定期借地権設定のための一時金の支援事業			
既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援等事業			
民有地マッチング事業			
介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業			
介護職員の宿舎施設整備事業			

長野県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備分）補助金支払口座届

年 月 日

長野県知事 様

〒
所在地
補助事業者名
代表者氏名

年度長野県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備分）補助金は、下記の口座へ振込んでください。

記

金融機関名 支店名	
預金種類	
口座番号	
ふりがな 口座名義	